



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

広報

かみこあに

7月号
令和3年
No.750



上小阿仁村PRキャラクター
こあぴょん

元気に育ってね 稚あゆ放流
関連2ページ

主な内容

3 P

4~5 P

8 P

9 P

上小阿仁村過疎地域持続的発展計画
(案)に対する意見募集について

行政報告要旨

新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症関連支援情報

秋田県生涯学習奨励員協議会 功労者表彰伝達

齊藤進氏(福館)受賞



賞状を受け取る齊藤進氏

秋田県生涯学習奨励員協議会から市町村の生涯学習の推進に著しく功績が認められ、村生涯学習奨励員の齊藤進氏が功労者表彰を受賞し、教育長から賞状の伝達がありました。齊藤氏は平成25年度から生涯学習奨励員として地域の生涯学習事業を推進し、現在は協議会会長を務めています。

特に、上小阿仁村山野草愛好会が中心となつて企画運営している山野草展に長年積極的に協力し、奨励員として山野草の育成と普及に取り組むなど、地域活動に尽力した功績が評価され、今回の受賞となりました。



小阿仁川へ放流する児童たち

児童たちは「大きくなつてね」「元気に育つてね」とアユに声をかけながら放流し、無事に育つよう願いました。

最後にアユについての質問をして、アユは1年で一生を終えること、卵から孵化したアユは、海で育ち、川へ上つてくること等を学び、驚いた様子でした。

6月2日、上小阿仁小学校4年生と5年生の16人が、小阿仁川に約600匹の稚アユを放流しました。この稚アユの内、半分の約330匹は阿仁川漁業共同組合の無償提供です。

小阿仁川へ稚アユの放流



議場の見学

6月9日、上小阿仁小学校の2年生9人が生活科の学習の中で「村のすてきを見つけよう」をテーマに、2つのグループに分かれ、学校周辺の小沢田集落を探検しました。計画から実施まで自分達で話しあつて、探検ルートや当日の持ち物を決めました。

役場では、議会の議場や傍聴室を探検し、「初めて入った!」など驚きと感動の声を挙げました。

1時間30分ほどかけて小沢田集落を探検し、実際に歩いてみると広さを実感するどきどきわくわくの探検となりました。



元気にあいさつし見学を終えました

小学2年生が役場を探検

上小阿仁村過疎地域持続的発展計画(案) に対する意見募集(パブリックコメント)について

上小阿仁村では、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間とする「上小阿仁村過疎地域持続的発展計画」の策定作業を行っています。

つきましては、この計画（案）に対する皆さまのご意見、ご提言をお寄せください。

1 案件

上小阿仁村過疎地域持続的発展計画(案)

2 対象

村内に在住又は勤務する方、事業所を有する方及び本村に納税義務を有する方

3 意見等の募集期間

令和3年7月15日(木)から令和3年7月30日(金)



4 閲覧場所

- ・上小阿仁村役場（総務課）
- ・上小阿仁村生涯学習センター（図書館）
- ・上小阿仁村ホームページ

5 意見等の提出方法

所定の記入用紙に、住所、氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、電話番号を記入し、郵送、FAX、Eメール、又は直接持参。

※記入用紙は、各閲覧場所にあります。

6 提出先

【郵送】 〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地
上小阿仁村役場 総務課 企画班担当宛

【直接持参】 上小阿仁村役場 総務課 企画班

【FAX】 0186-77-2227

【Eメール】 kikaku@vill.kamikoani.lg.jp

※記入漏れがある場合は、意見としてお受けできませんのでご注意ください。

また、電話など口頭ではお受けできません。

7 その他

寄せられた意見等は「上小阿仁村過疎地域持続的発展計画」の参考とするほか、意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容（住所・氏名等）は公表いたしません。

●問い合わせ先 上小阿仁村 総務課企画班 ☎ 77-2221

6月定例会

行政報告要旨

令和3年度補正予算について

令和3年度一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など総額9万9千円の追加補正で、補正後の総額は27億2611万5千円となります。

東京農業大学との包括的連携協定について

令和3年3月23日、産業振興、地域づくり等の分野において、相互に協力することを目的に、東京農業大学（高野克己学長）と包括連携協定を締結いたしました。東京農業大学との包括連携協定は、大潟村に統いて県内では2例目となり、今後は本協定書に基づき、農林業等に関する技術開発・研究・人材育成などの推進に向けた取り組みを行つてまいります。

消防・防災関係について

春の火災予防運動に合わせて、4月4日に消防団の消防ポンプによる一斉放水訓練を友倉川周辺で実施し、火災等の災害に備えております。消防団員の皆さんには、日頃より火災の警戒及び鎮圧、行方不明者の捜索、集中豪雨等による災害への対応にご尽力をいただいておりますことを勘案し、中止することにしております。

また、将来のキャリア構築を目的として実施している武藏野大学のフレード・スタディーズについては、

稻作状況について

今年度の主食用米生産目安は13haとあります。前年度と比較して9.53haの減少となつております。今年度の作付け計画は6月末にまとまる予定ですが、5月7日現在の集計では、主食用米は昨年実績から3.95ha少ない2.53.19ha、加工用米は11.9ha少ない29.1ha、飼料用米は0.4ha多い4.8ha、米粉用米は11.6ha多い19.8haの作付予定となつております。

4月18日に全村一斉クリーンアップを実施したところ、約1トンのごみが回収されました。これは昨年と

県をまたいで移動の自肃要請が出されたことから、オンライン型での実施を予定しております。中止や延期するイベント情報については、いち早く関係者並びに関係機関に対し通知するほか、広報により村民に周知してまいります。

今後も十分な感染拡大防止策などを講じることが困難な行事に関しては、延期・中止としますのでご理解をいただきますようお願いします。

地域おこし協力隊について

フルーツほおずきの担い手として令和2年4月9日から着任していた植松英尚さんは、自己都合により今年の3月31日を以て退任しております。

また、このたび採用した折笠昭宏さん（埼玉県川口市在住）には3月8日、中宮多香子さん（札幌市在住）には5月6日、それぞれ委嘱状を交付しております。お二人には、関係人口コーディネーターとして、村の魅力やイベント情報の発信などの業務にあたつていただいております。

新型コロナウイルス感染症について

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、村の健康・福祉事業の開催は大きな影響を受けしておりますが、病気の早期発見に必要不可欠である各種検診や疾患から村民を守る予防接種等は感染症予防対策を万全にしたうえで実施計画しております。

5月7日から始まつた高齢者に対する新型コロナワクチン集団接種は、国の指導による新規事業ですが、7月中には高齢者に対する接種を終える予定であり、順次一般の方に対しても実施してまいります。

集落の健康教室につきましては、各集落の保健補導員や婦人会役員の方の指導により、しばらくは自主活動により実施していただき、新型コロナワクチンの集団接種の進行状況を見ながら徐々に職員も関わっていく計画としております。

環境衛生について

4月18日に全村一斉クリーンアップを実施したところ、約1トンのごみが回収されました。これは昨年と比較し150kgの増となつております。ご協力をいただいた村民各位に心から感謝申上げます。

また、今年度も不法投棄監視員として、仏社地区担当に武石昭吾氏、小沢田地区担当に川口義廣氏、沖田面地区担当に石上紘氏を委嘱いたしまして、村内の巡回監視にあたつていただいております。

上小阿仁村赤ちゃん応援特別定額給付金について

新型コロナウイルスによる経済的影响を緩和し、村の次世代を担う子どもの中産を応援するため、昨年度実施した「新生児特別定額給付金」と同様に「赤ちゃん応援特別定額給付金」を、今回の補正予算に計上しております。

した地域包括支援センター・地域生活支援センター運営協議会と健康づくり推進協議会は、昨年は書面開催となりましたが、新型コロナウイルスワクチンの集団接種が始まつたことにより、現時点では開催が難しい現状のため、集団接種の進捗状況に合わせて参集による開催が可能か検討いたします。

農業研修生について

農業後継者育成技術習得制度は、新規就農及び既就農者が畑作営農に必要な基礎知識や生産技術を習得するため、野外生産試作センターにおいて研修を行う制度であります。

今年度、1名の予定で研修生を募集いたしましたが、応募がなかつたため欠員となつております。

特産作物について

村の特産物生産を推奨するため、農家及び希望する方々に對して野外生産試作センターで苗の供給を行つております。

今年度はベイナス苗300本10a、食用ホオズキ苗1500本50a、エゴマ苗500本20a、タマネギ苗6000本5aを予定しております。

昨年と比較してベイナスは100本の増加、エゴマは5000本の減少、その他は昨年と同じ本数となつております。

販売及び加工品の原材料として販売し、少しでも農家所得の向上につなげていただきたいと考えております。

全村植樹祭について

5月に開催を予定していた全村植樹祭は、新型コロナウイルス感染症の拡大と、ワクチン接種の状況を踏まえ、参加者の健康と安全を考慮し、秋以降に延期することとしておりま

有害鳥獣捕獲について

今年もクマの出没時期となり、5

月に入つてから数件の目撃情報が寄せられております。

5月20日現在、人身事故や農作物等の被害はありませんが、住宅地や農地等の近くで被害に遭わないよう注意喚起してまいります。

山野草展示会について

5月29日(土)、30日(日)に開催予定であります。山野草展示会は、新型コロナウイルス感染症の拡大とワクチン接種の状況を踏まえ、秋以降に延期することとなりました。

今年度の山野草展示会は、この後、10月の産業祭のほか五反沢山野草愛好会による7月と9月の開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、開催の可否が判断されることになります。

山野草展示会は、村のイメージアップと村外からの誘客につながる貴重なイベントであります。昨年度は開催することができませんでしたが、山野草愛好会の活動を引き続き応援してまいります。

全村植樹祭について

5月に開催を予定していた全村植樹祭は、新型コロナウイルス感染症の拡大と、ワクチン接種の状況を踏まえ、参加者の健康と安全を考慮し、秋以降に延期することとしておりま

万円の商品券を発行することとした

秋田市鷹巣の五代儀幹雄氏から、アオヤジロの苗木と挿し木をいただきました。

アオヤジロについて

秋田杉の突然変異種であるアオヤジロは、葉は黄色に近い独特な色で、その材は良質で香りが特に優れており、酒樽の材料として珍重されていますが、現在では、その姿を見ることはめずらしく、ほとんどが伐採され大変貴重な存在となつております。

いたいた苗木と挿し木は、五代儀氏の希望に沿えるよう、将来的な活用も視野に入れながら、野外生産試作センターで管理しております。五代儀氏には、あらためて感謝を申し上げます。

小・中学校体育祭について

5月9日に、小中学校体育祭が規模を縮小して開催され、雨交じりの天氣で、中断もありましたが、子ども達は元気いっぱいに各種目に取り組みました。

中学校修学旅行について

新型コロナウイルス感染者の急増で元消費の拡大、地域経済の活性化を図るため、全村民に一人当たり2

秋田市長、県医師会長共同記者会見の感染防止徹底の意向に沿つて、5月19日から21日の日程で予定してい

た、県南地域を研修地とする中学校修学旅行を延期としました。

かみこあに大学について

5月14日にかみこあに大学開講式を行ひ、今年度への意欲を新たにしました。引き続き、バスで北秋田市下杉に移動し、平兵衛資料館で昔の道具や人形を見て、懐かしく楽しい時間を過ごしました。

充実した学習ができるように努めた

国保診療所関係

令和2年度の診療状況は、医科外来が診療日数238日、患者数6668人、1日平均患者数は28人で前年度より2人の減となつております。歯科は診療日数214日、患者数1007人、1日平均患者数は5人で前年度と同じくなつております。医科外来のうち毎週月曜日診療の泌尿器科につきましては、診療日数41日、患者数963人、1日平均患者数は24人で前年度より1人の増となつております。

また、訪問診療につきましては、現在4件の訪問を実施しております。院内感染を防止するための消毒作業のほか、外来患者のマスク着用の協力、検温、手指消毒に努めており

介護保険からのお知らせ

令和3年8月からの介護保険制度の見直しについて

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等に基づく介護保険施設における負担限度額および高額介護（予防）サービス費の負担限度額(利用者負担上限額)の見直しなどが、令和3年8月1日から施行されます。

■介護保険施設における負担限度額が変わります

所得が少ない方の負担が重くならないよう、所得に応じて負担限度額を設け、施設との契約により定められた利用者負担額から負担限度額を引いた額を「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から支給することにより、負担限度額で利用することが可能になります。

令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費の係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

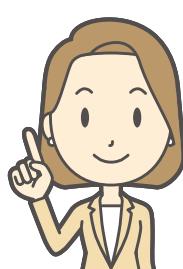
	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

■高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

介護サービスを利用した際に支払う利用者負担額（1割または2割または3割負担）は、所得等に応じて1ヶ月当りの上限額が決められており、一定の上限額を上回った場合には、その超えた額が「高額介護（介護予防）サービス費」として利用者（被保険者）に支払われます。

令和3年8月利用分からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、利用者負担上限額の見直しを行います。

新設	区分	負担の上限額(月額)
	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)



税務保険班からのお知らせ

国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療の保険料決定期通知が7月中旬に届きます

保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の2種類がありますので、ご確認ください。

■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料	上限	所得割	均等割
64万円	8.38%	4万3100円	

・介護分	上限	所得割	均等割
4500円	17万円	7400円	5200円

・後期高齢者支援分	上限	所得割	均等割
4500円	2.1%	1万8500円	1万8500円

お手元にある後期高齢者医療の保険証は、7月31日までが有効期間となっています。8月1日から令和4年7月31日までの有効期間の受給者証を、7月下旬に送付します。

■後期高齢者医療の被保険者証（保険証）が新しくなります

また、国保税・後期高齢者医療保険料を滞納なく納付している方は『申し出』により普通徴収（口座振替）で納付できますので、希望される方は住民福祉課に申し出ください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

●問い合わせ先
住民福祉課 税務保険班

☎(77)2222



■後期高齢者医療に加入している方現在交付を受けている方で引き続

ます。新しい保険証の色は「紫色」になります。申請手続きの必要はありません。

また、被保険者の所得に応じて、自己負担割合は1割か3割になりますので、保険証をご確認ください。

き世帯全員が住民税非課税となる世帯には新しい保険証と一緒に送付します。

なお、世帯全員が非課税であつても以前に交付を受けていない方には送付されませんので、交付を希望される方は住民福祉課に申請してください。

■高齢受給者証をお持ちの方へ

お手元にある国民健康保険の高齢受給者証は、7月31日までが有効期間となっています。令和2年中の所得算定後、8月1日から令和4年7月31日までの有効期間の受給者証を、7月下旬に送付します。

■福祉医療費受給者証【福力カード】が更新されます

受給者証の有効期間が令和3年7月31日になつている方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

●問い合わせ先
住民福祉課 税務保険班

☎(77)2222